

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸ファッション美術館条例施行規則の一部を改正する規則

神戸ファッション美術館条例施行規則（平成9年4月規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（使用料等の後納）</p> <p>第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>市長</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は</p>	<p>（使用料等の後納）</p> <p>第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>指定管理者</u>がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第6条 条例第12条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は</p>

入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。ただし、条例第10条第2項に規定する特別に展示を行う場合の減額又は免除は、その都度市長が定める。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。使用料等の免除又は使用料等のうち市長がその都度定める額の減額

(使用料等の返還)

第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第16条第2項の規定による処分により施設等を使用することができなくなったとき。使用料のうち市長がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めるとき。使用料等のうち市長がその都度定める額

入館料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除する。

(1)～(6) [略]

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。使用料等の免除又は使用料等のうち指定管理者がその都度定める額の減額

(使用料等の返還)

第7条 条例第13条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料等の額は、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) [略]

(6) 条例第16条第2項の規定による処分により施設等を使用することができなくなったとき。使用料のうち指定管理者がその都度定める額

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が返還すべき正当な理由があると認めるとき。使用料等のうち指定管理者がその都度定める額

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条、第6条第1号、第7条第2号から第5号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項の規定の適用については、第4条中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、第7条第2号から第5号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

附 則

1 [略]

(指定管理者不在等期間における美術館の管理に関する業務)

- 2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第4条、第5条第3号、第6条第1号及び7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項の規定の適用については、第4条中「条例第22条第1項に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」とあるのは「市長」と、第5条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第7号、第7条第2号から第7号まで、第8条第6号、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項第3号、第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 [略]

3 [略]

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。